

## 新聞業における特定の不公正な取引方法の全部改正について

平成 11 年 7 月 21 日

公正取引委員会

公正取引委員会は、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づき指定した「新聞業における特定の不公正な取引方法」(昭和 39 年公正取引委員会告示第 14 号。以下「新聞特殊指定」という。)について、本年 6 月 10 日付けで、全部改正案を公告するとともに、本年 6 月 30 日に公聴会を開催するなどして見直し作業を進めてきたところであるが、同公聴会における全部改正案に対する一般消費者、学識経験者、関係団体等からの意見を慎重に検討した上で、別紙のとおりその全部を改正することとした(本年 7 月 21 日付けの官報に告示)。

### 1 新聞特殊指定の改正の理由

- (1) 公正取引委員会は、著作物の再販売価格維持制度の見直しに伴い、問題点が指摘されていた新聞特殊指定の見直しを行うことを平成 10 年 3 月に表明した。
- (2) 今般の新聞特殊指定の全部改正は、現行の新聞特殊指定第 1 項が多様な価格設定を阻害するおそれがあること、また、発行業者が販売業者に指示して注文部数自体を増やすようにさせる行為が規制されることが明確になっていないこと等の理由により行うものである。

### 2 改正の主な内容

改正の主な内容は、以下のとおりである。

- (1) 「学校教育教材用であること、大量一括購読者向けであることその他正当かつ合理的な理由をもってする」新聞の異なる定価の設定又は定価の割引については、不公正な取引方法に該当しないことを明確化する(第 1 項)。
- (2) 新聞特殊指定の対象となる販売業者は、「新聞を戸別配達の方法により販売することを業とする者」とする(第 2 項)。
- (3) 発行業者が販売業者に指示して注文部数自体を増やすようにさせる行為についても、不公正な取引方法として規制されることを明確化する(第 3 項)。
- (4) 新聞特殊指定の対象となる「日刊新聞」の範囲を限定・明確化する(備考)。

### 3 新聞特殊指定の施行日

平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

(問い合わせ先) 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 取引企画課  
電話 03(3581)3371

## 別紙

### 公正取引委員会告示第九号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項の規定に基づき、新聞業におけるにおける特定の不公正な取引方法（昭和三十九年公正取引委員会告示第十四号）の全部を次のように改正する。

平成十一年七月二十一日

公正取引委員会委員長 根來 泰周

#### 新聞業における特定の不公正な取引方法

- 1 日刊新聞（以下「新聞」という。）の発行を業とする者（以下「発行業者」という。）が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割り引いて新聞を販売すること。ただし、学校教育用であること、大量一括購読者向けであることその他正当かつ合理的な理由をもってするこれらの行為については、この限りでない。
- 2 新聞を戸別配達の方法により販売することを業とする者（以下「販売業者」という。）が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、定価を割り引いて新聞を販売すること。
- 3 発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。
  - 一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること（販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。）
  - 二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。

#### 備考

この告示において、「日刊新聞」とは、一定の題号を用い、時事に関する事項を日本語を用いて掲載し、日日発行するものをいう。

#### 附 則

この告示は、平成十一年九月一日から施行する。

（別紙 原文縦書き）

参考

「新聞業における特定の不公正な取引方法」新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 日刊新聞（以下「新聞」という。）の発行を業とする者（以下「発行業者」という。）が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割り引いて新聞を販売すること。ただし、学校教育教材用であること、大量一括購読者向けであることその他正当かつ合理的な理由をもってするこれらの行為については、この限りでない。</p> <p>2 新聞を戸別配達の方法により販売することを業とする者（以下「販売業者」という。）が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、定価を割り引いて新聞を販売すること。</p> <p>3 発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。</p> <p>一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること（販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。）。</p> <p>二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。</p> <p>備考 この告示において、「日刊新聞」とは、一定の題号を用い、時事に関する事項を日本語を用いて掲載し、日日発行するものをいう。</p> <p>附 則 この告示は、平成11年9月1日から施行する。</p>	<p>1 日刊新聞（以下「新聞」という。）の発行又は販売を業とする者が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割引すること。</p> <p>2 新聞の発行を業とする者が、新聞の販売を業とする者に対し、その注文部数をこえて、新聞を供給すること。</p>